

令和7年度 オリジナルコンテンツ制作（I P）補助金 Q&A

	質問	回答
1	既存の原作をもとにコンテンツを制作する場合、原作者に対して支払うI P使用料も補助対象経費として計上できるか？	補助申請者以外の既存I Pの取得料や使用料は補助対象外です。なお、補助対象事業において、他者の既存I Pを使用すること自体を妨げるものではありません。 また、補助申請者以外のI Pであっても、当該コンテンツのために、新たに第三者に制作を発注する場合の経費は、人件費として補助対象経費とすることが可能です。 例）コンテンツ制作のための脚本料、キャラクター作成料、ロゴデザイン料等
2	制作するコンテンツ内に、他者がI Pを保有するキャラクターデザインが含まれるが、その場合でも補助対象となるか？	制作するコンテンツ自体のI Pを自らが保有しており、自ら販売する権利を有しているものであれば、コンテンツ内に他者I Pが含まれていても問題ありません。 ただし、制作するコンテンツに含まれる著作権・肖像権・映像音声二次使用等の諸権利処理を適切に行っていることが必須となります。
3	現時点で長編のコンテンツ制作を予定しているが、着手後の進捗によっては短編に変更するかもしれない。その場合はどのように申請したら良いか？	本補助金は、補助対象となったコンテンツの制作が補助対象期間内（交付決定年度の2月末日まで）に完了することが条件となります。そのため、期間内に完成しなかった場合のほか、申請時の事業内容からの大幅な変更や、当初予定していた内容の一部のみの完成の場合、補助条件を満たしていないものとして交付取り消しとなる可能性があります。 申請時には、確実に補助対象期間内に制作が完了できる事業内容、スケジュールとしていただくとともに、交付決定後、やむを得ない事情により制作の内容が変更となる場合は、交付要綱第9条及び第10条により、速やかに届け出るようお願いします。
4	補助対象経費の機材費や車両費には、コンテンツ制作のために新たに機材等を購入する経費も含まれるか？	機材等を購入するための費用は補助対象外です。その他、消耗品や備品購入等の既存事業部門との区分不可能な共通経費、食糧費、接待費等の個人消費的経費、財団諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社及び関係会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合も含む。）の経費は補助対象経費の対象外です。
5	社内人件費の内、2月従事分の給与について、給与締め日等の関係から支払いが3月以降となるが、補助対象経費に含まれるか？	補助対象経費は、交付要綱第7条第1項のとおり、補助対象期間内に発生し、かつ支払いが完了しているものであり、補助対象期間は、交付要綱第6条第1項のとおり、交付決定日を開始日とし、交付決定年度の2月末日までとなるため、2月の従事分であっても、3月以降に支払われる給与等は対象経費にはできません。
6	社内人件費について、申請時に予定していなかった従事者を従事させた場合、報告時に対象経費とできるか？	社内人件費の時給単価に関しては、申請時以降に変更が生じていても、申請事業の実施期間内は申請時の単価を上限とすることとしているため、従事者についても申請時に提出の無い従事者の人件費を対象とすることはできません。なお、申請時に求人中等の理由で氏名等が確定していない場合には、様式には「A氏」等と記載することも可能です（別紙1-3参照。）。
7	制作事業者向けで、社内人件費のみ200万円を補助対象経費として申請したい場合は、経費内訳書はどのような記載になるか？	本補助金の社内人件費は、制作事業者向けであれば、補助対象経費の総額の2分の1又は200万円のいずれか低い方を、補助対象経費として計上できることとしています。つまり、社内人件費を補助対象経費として計上するためには、その他の社内人件費以外の経費が対象経費として計上されている必要があるため、社内人件費のみの申請はできません。 なお、「補助対象経費の総額の2分の1」は、社内人件費以外の補助対象経費の合計が上限となるため参考にしてください。

8	既存ゲーム作品のアップデートのための経費や、既存映画の吹替版作成のための経費は対象になるか？	本補助金は、自ら販売する権利を有するコンテンツを制作するための経費を補助するものであり、自社 I P コンテンツを新たに保有するための補助金であるため、既に制作が完了しているコンテンツに対する経費は対象外です。既存作品の改修や、保有 I P を活用した I P 展開に係る費用については本補助金の対象とはしていません。そのため既存作品に対するアップデート、リマスター、字幕吹替等のローカライズに係る費用等は対象にはなりません。ただし、既存作品のリメイク版を新たに制作するものや、既存作品のシリーズ化作品を新たに制作するもの等、既存作品とは別物のコンテンツ制作であり、新たな I P として保有できるコンテンツの制作は対象となります。
9	現在新たに制作している映画で、既に撮影は完了しているが、これから行う上映に向けた編集や字幕作成等の経費は対象になるか？	現在制作中のコンテンツの場合、補助対象期間内に完成するものであれば、交付決定日以降交付決定年度の 2 月末までに発生、支払いを完了する経費は対象となります。ただし、上記 8 のとおり、既に完成済みのコンテンツをリマスターやローカライズするものは対象外となりますのでご注意ください。
10	本社は札幌にあるが、法人登記上の本店住所は市外となっている場合、申請は可能か？	登記上の本店住所が市外であっても、事実上、札幌市に本社を有する場合は申請が可能です。その場合、対外的に広く、札幌市の事業所が本社である旨公表していることがわかる書類を申請書に添付してください。例) ホームページ上に札幌市の事業所が本社として記載されている等